## 平成30年9月1日から

## 子どもの医療費の



(市内の病院・薬局等のみ)

未就学児(出生から6歳になった日以後最初の3月31日まで)の子どもの医療費について、窓口での支払いをせず、その場で助成が受けられる「窓口無料化」(現物給付)を実施します。



1. 2を忘れずに 持ってきてね 受給資格証



現物給付用

- 1. 現物給付用の受給資格証(白色)
- 2. 保険証

※限度額適用認定証

(国民健康保険に加入している方で入院のみ)

次の条件にすべて当てはまる場合、窓口負担が無料になります。

- ・上記の対象年齢の子どもで、亀山市福祉医療費の受給資格があること。
- ・市内の医療機関での保険適用となる医療費であること。
- ・市内の医療機関で診療を受けた時に現物給付用の受給資格証の提示をすること。
- ・入院の際、限度額適用認定証を窓口で提示すること。(国民健康保険に加入している方のみ)
- ※市外又は窓口無料化に対応していない医療機関を受診した場合など、上記の条件に当てはまらない場合は、これまでどおり窓口で支払いし、後日助成となります。(償還払い)

## **《ご注音ください》**

予防接種や検診等の保険外診療分や幼稚園等での怪我で「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」の災害給付の対象となるものについては、子ども医療費の助成を受けられませんので窓口での支払いが必要です。

## ≪ご協力ください≫

- ・市外へ転出等で受給者の資格を喪失した方は、受給資格証を速やかに返却してください。
- ・同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「はしご受診・重複受診」や急病などでやむを得ない場合以外で夜間・休日に受診する「コンビニ受診」は避けてください。

問い合わせ先: 亀山市 生活文化部 市民課 医療年金グループ O595-84-5005(直通)